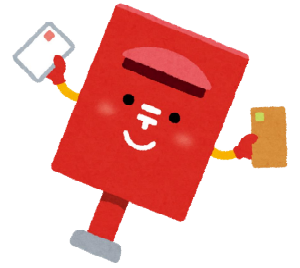




出生届・転入届を出された皆さまへ

子ども医療費受給者証 **郵便申請**のご案内



子ども医療費受給者証とは？

以下に該当する中学生までの児童が医療機関を受診したとき、医療費の自己負担分を支給するための証。

- ・長久手市に住民登録がある児童
- ・日本の健康保険に加入している児童
- ・15歳になる年度の3月31日まで（中学校卒業）の児童

（16歳になる年度の4月1日から18歳になる年度の3月31日までの方は、子ども医療費受給者証の発行はありませんが、入院医療費の支給対象となります。）

申請方法

以下の**2つの書類**を保険医療課医療係あてに提出してください。

① 子ども医療費受給者証交付申請書

※記入にあたっては、本紙裏面の記入例を参考としてください。

記入箇所は、**太枠内の2カ所のみ**です。

② 健康保険証の写し

※出生の場合は、生まれたお子様を扶養にいれる方の健康保険証。

※転入の場合は、お子様ご自身の健康保険証。

申請後の流れ

市役所に申請書一式を送付する

↓ 2週間程度

自宅宛に、子ども医療費受給者証が郵送で届く

※誕生日または転入日から有効の証を発行します

※万が一届かない場合は、必ずご連絡ください



問合先 長久手市福祉部保険医療課医療係

Tel：0561-56-0617

Mail：iryo@nagakute.aichi.jp